



埼玉県報

第 2 2 1 6 号
平成 2 2 年 9 月 7 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [平成22年度砂利採取業務主任者試験の実施\(自然環境課\)](#)
- [障害者自立支援法に基づく指定の取消し\(障害者自立支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [長井土地改良区役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [志多見土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業大串地区\(経営体育成基盤整備事業\)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示\(川越県税事務所\)](#)
- [荒川左岸南部流域下水道終末処理場5号汚泥焼却炉機械設備工事に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [運転免許取得者教育指定の公示\(運転免許課\)](#)

正誤

- [埼玉県条例第三十七号中訂正\(産業拠点整備課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年九月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 住みたい朝霞まちづくりネットワーク
- 三 代表者の氏名
岩垣 清文
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市三原一丁目六番十九ー二〇一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、朝霞市及びその周辺のまちづくりに関わる諸企画及び提案を行い、明るく活力のある住みよいまち朝霞の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉県防犯防災相談センター

三 代表者の氏名

菅原 光明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区常盤一丁目一番七 一三〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県と周辺地域の住民に対して、防犯、防災対策の相談、防犯、防災対策の助言、防犯、防災に関する普及啓発活動等に関する事業を行い、埼玉県地域の住・生活環境の安全安心の創造に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百九十九号

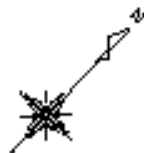
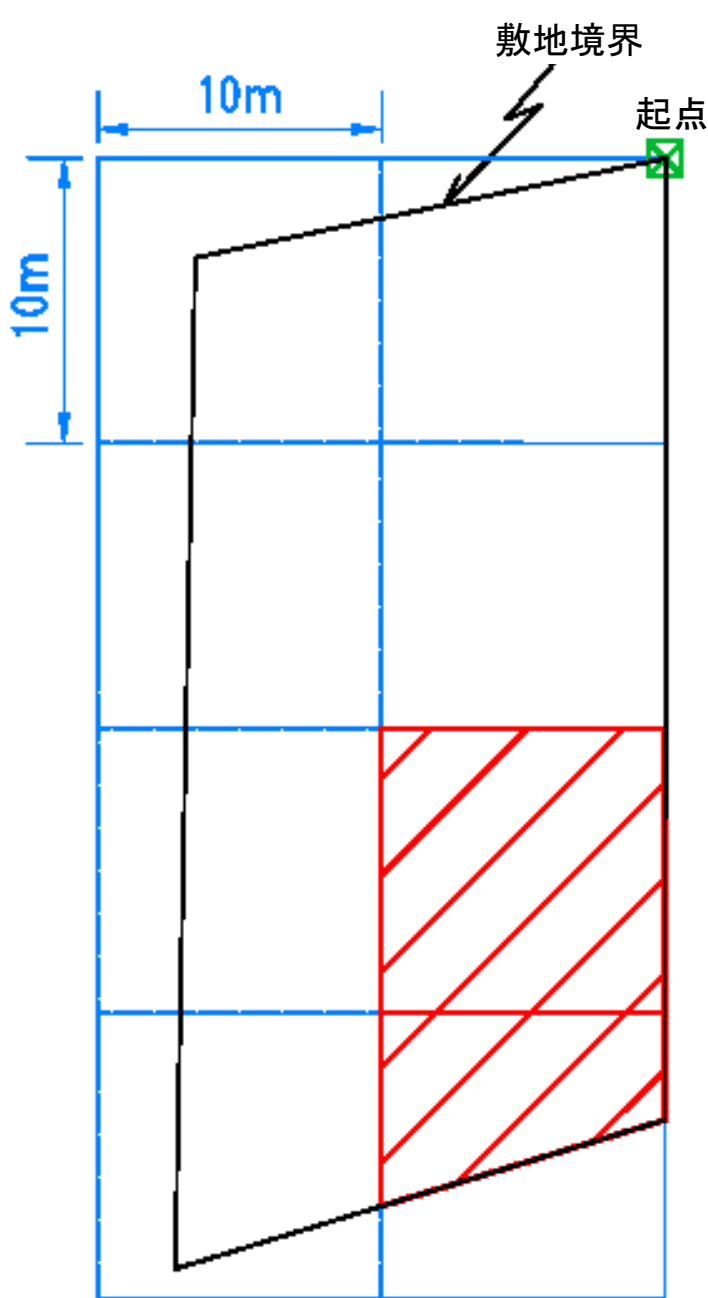
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司


- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（新座市野火止三丁目九六五番一の一部及び九六五番二六の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別図



<起点>
起点は、新座市野火止三丁目965番26の最北端とする。

<格子の回転角度>
47度26分45秒
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10 m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 形質変更時
要届出区域

告 示

埼玉県告示第千二百号

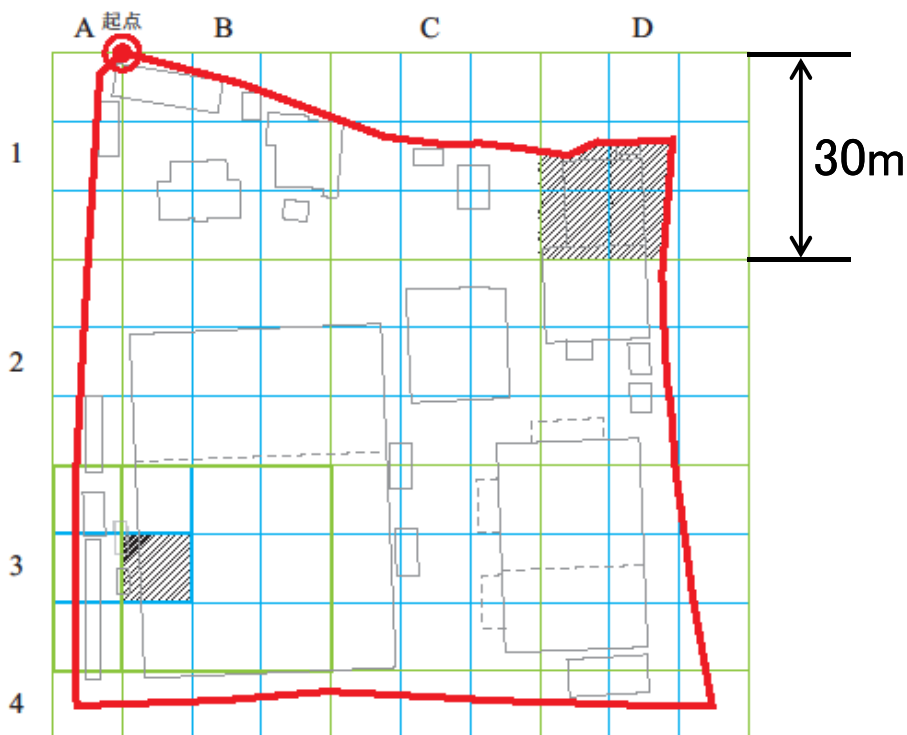
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（東松山市松本町一丁目四七〇一番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
シアン化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン

別図



<起点>

起点は、東松山市松本町一丁目4701番2の最北端を起点とする。



形質変更時要届出区域

告 示

埼玉県告示第千二百一十一号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、平成二十二年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日

平成二十二年十一月十二日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館3C会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部自然環境課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十二年十月一日（金）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

八 受付期間

平成二十二年十月一日（金）から十月十五日（金）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇一九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境部自然環境課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を願書にはり付けて納付すること。

六 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む）

告 示

埼玉県告示第千二百二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十条第一項第五号及び第七号の規定により指定を取り消したので、同法第五十一条第四号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社センドランミサト
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡美里町大字木部字下谷八十番地一
- 三 事業所の名称
センドランミサト
- 四 事業所の所在地
埼玉県児玉郡美里町大字木部字下谷八十番地一
- 五 事業所番号
一一一四二六六七一九
- 六 サービスの種類
就労継続支援A型
- 七 指定取消年月日
平成二十二年八月十七日（効力発生日は、平成二十二年十月一日）

告 示

埼玉県告示第千二百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）いなげや志木柏町店

志木市柏町一丁目九百三十番十四号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

中心市街地活性化のため各種取組に積極的に参画・協力を行うこと。

祭や伝統行事など、地域で行われる各種行事に対し、企画段階から参画し、行事等を実施する自治会をはじめとする各種団体に対し、可能な限り活動場所の提供や従業員による協力を行うこと。

地域のコミュニティスペースの提供を行うこと。

退店、撤退時期やその後の対応策等について、可能な限り早期に情報提供を行うこと。

志木市商工会は、商店会をサポートし、地域全体の商業活性化を推進する団体であり、株式会社いなげやは地域を形作る事業者の一員であることを自覚し、テナント事業者を含め、志木市商工会に加入し、地域と連携して地域経済の活性化に取り組むこと。

地域の事業者として地域経済の活性化に貢献するという視点から、商店会等が取り組む共同売出し等の共同事業への企画段階から参画や実施時のスペースの提供、地域の環境整備などの協力を行うこと。

各店舗の販売商品や、店舗の清掃・廃棄物の処理・警備、広告印刷や使用する事務用品などの間接部門においては、地域経済を活性化するため、志木市内の事業所ひいては志木市商工会会員事業所との取引を適正価格で最優先に努めること。

「地域と協働」できる販売形態・小売価格への配慮に努めること。

志木市内商工業者を対象とする説明会の実施を要望する。

二 縦覧期間

平成二十二年九月七日から平成二十二年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

中心市街地活性化のため各種取組に積極的に参画・協力を行うこと。

祭や伝統行事など、地域で行われる各種行事に対し、企画段階から参画し、行事等を実施する自治会をはじめとする各種団体に対し、可能な限り活動場所の提供や従業員による協力を行うこと。

地域のコミュニティスペースの提供を行うこと。

退店、撤退時期やその後の対応策等について、可能な限り早期に情報提供を行うこと。

志木市商工会は、商店会をサポートし、地域全体の商業活性化を推進する団体であり、トステムビバ株式会社は地域を形作る事業者の一員であることを自覚し、テナント事業者を含め、志木市商工会に加入し、地域と連携して地域経済の活性化に取り組むこと。

地域の事業者として地域経済の活性化に貢献するという視点から、商店会等が取り組む共同売出し等の共同事業への企画段階から参画や実施時のスペースの提供、地域の環境整備などの協力を行うこと。

各店舗の販売商品や、店舗の清掃・廃棄物の処理・警備、広告印刷や使用する事務用品などの間接部門においては、地域経済を活性化するため、志木市内の事業所ひいては志木市商工会会員事業所との取引を適正価格で最優先に努めること。

「地域と協働」できる販売形態・小売価格への配慮に努めること。

志木市内商工業者を対象とする説明会の実施を要望する。

二 縦覧期間

平成二十二年九月七日から平成二十二年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(一) 交通安全対策について

市道一三九号線に接する出入口については、利用者車両による渋滞が生じないよう対策を講じること。また、商品搬入車両についても同じく市道に待機することなく、スムーズに施設内に進入できるように対策を講じること。

利用客の車両の店舗への出入りは、極力市道第一三九号線を避け、開発道路から出入りするよう、案内看板など適所に掲示すること。

交通整理員をすべての出入口（NO・1出入口、搬出入用出入口、開発道路出入口等）に配置のこと。

とくに出入口NO・1と開発道路出入口には常時複数の交通整理員を配置のこと。

(株)トステムビバ、(株)いなげやの二店舗の敷地に沿う市道第一三九号線と第一二六二号線に新設される歩道については、自転車利用客が多く見込まれることから、自転車と歩行者併用とし、歩行者と自転車用のカラー通行分離帯を設けること。

開店時の対策 開店後の二カ月程度は多数の来客が見込まれることから、臨時駐車場を隣接の長谷工コーポレーション敷地内に設けるなど、開店当初の混乱を避けるよう対策を講じること。

(二) 騒音・臭気等・放熱等の公害対策について

変電設備、大型室外機から出る騒音対策を講じられること。とくに、住宅街に近い場所に設置予定の変電設備は常時稼働されることから、この設備から生じる低周波音による健康被害が生じることのないよう、万全の防音対策を講じること。

店舗内及びごみ置き場等から放出される臭気に対して、外気に漏れることのないよう万全の対策を講ずること。

地球温暖化対策と相まって、施設全体（駐車場も含む）からの温室効果ガス削減に努めること。拡散されるエネルギーなどデータの蓄積を行い、具体的な改善策に反映させるよう努めること。

（三）情報公開について

種々の環境問題（交通、騒音、臭気、消費エネルギー等）のデータの収集を行い、必要に応じて住民等からの情報公開請求にこたえること。

二 縦覧期間

平成二十二年九月七日から平成二十二年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

（一）交通安全対策について

出入口NO・2の車は、市道一二三九号線より右折で入る計画となっておりますが、渋滞が心配です。柏町一丁目の旧ワイス工場の出入口となっていた所からの出入りとして下さい。

オープン時の仮駐車場の確保は必ずすること。オープン後、市道で入庫待ち渋滞を発生しないよう徹底すること。

周辺の住宅地への侵入をさせないように看板設置や、客への周知を徹底するよう。

歩行者、自転車の人の安全には十分注意をし、必要な人の配置をして下さい。

（二）騒音、低周波対策について

騒音の予測値は環境基準値以下となっておりますが、住民にとっては大変な負担となります。騒音を出さない対策を徹底して下さい。特に二十四時間稼働の設備は本当に苦痛です。併せて低周波被害も心配されます。設置場所の移動、もしくは発生させない対策を真剣に考えて下さい。

二 縦覧期間

平成二十二年九月七日から平成二十二年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長井土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	戸井田 純一	熊谷市八ツ口八五九番地

告 示

埼玉県告示第千二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年九月一日認可した。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

志多見土地改良区

二 事務所所在地

加須市

告 示

埼玉県告示第千二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業大串地区（経営体育成基盤整備事業）の換地計画を平成二十二年九月二日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十二年九月八日から

平成二十二年十月八日まで

二 縦覧場所

吉見町役場

告示

埼玉県告示第千二百十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇九 三〇〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

熊谷市青山字賢木岡西九番四、外七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二一八・四立方メートル

浸透効果量 〇・〇六七立方メートル毎秒

告示

埼玉県告示第千二百十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇九 二九 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

八潮市大字木曾根字下一一三〇 一 他四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一二〇八・四立方メートル

告 示

埼玉県川越県税事務所長告示第三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十二年九月七日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
グッドウィル東和株式会社	伊田 雄二郎	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八四番地	平成二十二年六月三十日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年九月七日

埼玉県下水道事業管理者 加藤孝夫

1 落札に係る建設工事の名称

荒川左岸南部流域下水道終末処理場 5号汚泥焼却炉機械設備工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所設備担当 埼玉県さいたま市南区辻 8丁目 27番 20号

3 落札者を決定した日

平成22年 8月 6日

4 落札者の氏名及び住所

メタウォーター株式会社 東京都港区虎ノ門 4丁目 3番 1号

5 落札金額

4,840,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年 6月 25日

告 示

埼玉県公安委員会告示第253号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により次の者を運転免許取得者教育施設として認定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年9月7日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）

第1条第8号の課程

名称及び住所並びに 代表者の氏名	運転免許取得者教育 を行う施設の名称及 び所在地	教育課程の 名 称	認定を行った 年 月 日
株式会社臼田 桶川市西2丁目10番15号 臼田 和弘	指扇自動車教習所 さいたま市西区大字 高木1635番地	ドライバーズ セミナー	平成22年8月 17日

告 示

埼玉県選管告示第百三十二号

平成二十二年九月十二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十一区）における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十二年九月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十二年九月十二日 午後九時

二 場所 坂戸市民総合運動公園 大体育室

告 示

埼議選西第十一区告示第二号

平成二十二年九月十二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十一区）における
選挙会の参観人員を三十人に制限する

平成二十二年九月七日

埼玉県議会議員補欠選挙西第十一区選挙長 安野 昇

正 誤

埼玉県条例第三十七号（平成二十二年八月六日第二千二百七号）中訂正

ページ

六 別表中

誤

多目的ホ ールA	名称		単位	利用料金の上限額（円）
	五、三〇〇	平日		
一時間	九、七〇〇	日曜日・土曜日・休日	一般利用	利用料金の上限額（円）
	一四、五〇〇	平日	県民利用	
一六、一〇〇	日曜日・土曜日・休日	一般利用		

正

多目的ホ ールA	名称		単位	利用料金の上限額（円）
	五、三〇〇	平日		
一時間	九、七〇〇	日曜日・土曜日・休日	一般利用	利用料金の上限額（円）
	一四、五〇〇	平日	県民利用	
一六、一〇〇	日曜日・土曜日・休日	一般利用		